

川崎市建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行実施要領（港湾局版）

（目的）

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められる。

本要領は、川崎市が発注するCCUSを活用するモデル工事（以下、「CCUS活用モデル工事」という。）を試行するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

（1）CCUS登録事業者

一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報及び雇用する技能者に関する情報、かつ、工事現場に係る情報を登録してCCUSを活用する者をいう。

（2）カードリーダー等

CCUSに対応したICカードリーダー（就業履歴が蓄積できる方法としてキャリアリンク※を利用した方法（電話やアプリケーションを利用して就業履歴を蓄積できる方法）を含む）をいう。

※国土交通省が認定したシステム

（対象工事）

第3条 川崎市が発注する令和5年7月1日以降の指名通知又は公告する工事で、受注者が希望する工事を対象とする。

（実施方法）

第4条 受注者は、CCUSを活用するにあたり、以下のとおり実施するものとする。

（1）受注者はCCUSを活用する場合、施工計画書にCCUSの活用内容を記載するとともに、CCUS登録事業者であることが確認できる書類を添付するものとする。
※CCUS登録事業者であることが確認できる書類とは、一般財団法人建設業振興基金より送付のあった「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」又は「事業者登録完了メール」の写し（「建設キャリアアップシステムの事業者情報画面」をプリントスクリーンしたものも可）等とし、かつ有効期限内のものとする。

※活用内容とは、カードリーダー等により就業履歴の蓄積をすることとする。

（2）受注者の責によらない不測の事態が生じ、CCUSの活用が困難となった場合は、受発注者の協議によりCCUS活用モデル工事の対象外とすることができる。その際には、変更施工計画書を作成し、監督員へ提出すること。

（実績の確認）

第5条 受注者は、次の書類を打合せ簿に添付して監督員へ提出し、CCUSの活用状況

について、確認を受けなければならない。また、確認を受けた書類は工事完成図書に含めて、発注者へ提出するものとする。

(1) 現場ID登録が確認できる書類

CCUS からダウンロードできる就業履歴一覧表（月別カレンダー）

(2) 就業履歴の蓄積が確認できる書類

CCUS からダウンロードできる就業履歴一覧表（月別カレンダー）

(工事成績評定点の加点)

第6条 監督員は前条に掲げるすべての書類が確認できた場合に、工事成績評定で加点（0.4点）する。

2 監督員は、工事成績評定点が、0.4点加点となるよう、考査項目・細別「5 創意工夫」の「その他」において加点を行う。この加点は、創意工夫における加点の上限2.8点のうちに含むものとする。

3 第4条第1項第2号の規定によりCCUS 活用モデル工事の対象外となった場合又は第5条の確認ができなかった場合であっても、工事成績評定点を減点する措置は講じないものとする。

(CCUS に係る費用)

第7条 CCUS 活用に係る費用（登録費用、機器設置費用、現場利用料等）は受注者が負担するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、受発注者協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年3月24日から施行する。